

あいちのみどり

緑化を推進するための基本的かつ総合的な施策

(案)

2026年 月

愛知県

目 次

第1章 「あいちのみどり」について

| | |
|-----------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 「あいちのみどり」の性質 | 1 |
| 3 本県における緑化のあゆみ | 2 |
| (1) 森林・里山の復旧と保全 | 2 |
| (2) 都市緑化の展開 | 3 |
| (3) 循環型林業の推進 | 3 |
| (4) 国土緑化の醸成 | 4 |
| 4 対象区域 | 5 |

第2章 「あいちのみどり」の目指す姿

| | |
|-------------------|---|
| 1 緑に関する現状と課題 | 6 |
| (1) 気候変動への適応 | 6 |
| (2) 生物多様性の確保 | 6 |
| (3) カーボンニュートラルの実現 | 7 |
| (4) ウェルビーイングの向上 | 8 |
| 2 基本的な方針 | 9 |

第3章 緑化推進の施策

| | |
|--------------------|----|
| I 緑豊かなまちづくり | 11 |
| ① 都市公園・道路等の公的空間の緑化 | 11 |

| | |
|-------------------------------|----|
| ② 河川・ため池・海岸等の水辺の緑化 | 11 |
| ③ 学校・スポーツ施設・庁舎等の施設用地の緑化 | 11 |
| ④ 商業施設・工場等の民有地の緑化 | 11 |
| II 緑を活かしたまちづくり | 12 |
| ⑤ 都市部の樹林地等の保全・活用 | 12 |
| ⑥ 森林・里山の保全・活用 | 12 |
| ⑦ 農地の保全・活用 | 12 |
| ⑧ 生物多様性の保全 | 12 |
| ⑨ 森業の取組の推進 | 13 |
| III 緑を支える人づくり | 14 |
| ⑩ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進 | 14 |
| ⑪ 緑化木等に関する調査研究・緑化木生産者等への指導・研修 | 14 |
| ⑫ 緑化関係団体との連携 | 14 |
| ⑬ 多様な主体との連携・協働 | 14 |
| 第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて | |
| 1 緑化に関する個別施策の相互調整 | 15 |
| 2 各種事業の実施状況等の情報発信 | 15 |
| 3 各種事業のSDGSの達成への貢献 | 15 |
| (付属資料) | 16 |
| 事業一覧 | 17 |

第1章 「あいちのみどり」について

1 策定の趣旨

近年、強い台風や集中豪雨、熱波など地球温暖化の影響による極端な気象現象が観測されており、持続可能な開発を目指すSDGsやカーボンニュートラルといった社会的課題への対応や、気候変動の問題と並ぶ地球規模の課題として、生物多様性の保全に関する取組についても国際的な枠組みの中で緊急の行動を取ることが求められています。

また、ウェルビーイングという概念が提唱されるように、人が社会の中で幸せや生きがいを感じるような環境を形成することも必要となります。

こうした中、環境保全、防災・減災、生物多様性の確保、景観形成、レクリエーションなど、緑地の持つ多様な機能を十分に発揮することが期待されています。

「あいちのみどり」は、このような状況を踏まえ、緑地の機能が十分に発揮され、人と社会がその恵みを持続的に享受することができるよう、県土の緑化を推進するための基本的かつ総合的な施策として策定したものです。

2 「あいちのみどり」の性質

戦後の高度経済成長に伴う都市化の進展により、都市部及びその周辺の土地の緑が減少していく中、本県では、自然環境の保全及び県土の緑化を適切に進めるため「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年3月30日条例第3号)」(以下「条例」という。)が制定されました。

この条例に基づき、「第1次愛知県緑化基本計画(1974年3月策定)」から「あいちのみどり2025(2021年3月策定)」までを策定し、県土の緑化の推進に取り組んできました。

「あいちのみどり」は、本県の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を示すとともに、県の各種計画に基づく事業を体系的に取りまとめ、各局が連携して県土全体の緑化を推進するための施策とします。

なお、「あいちのみどり」は、食と緑に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めた「食と緑の基本計画2030」に沿った内容となっており、この基本計画の計画期間に準じ、概ね5年程度で施策等の見直し及び検討を行うものとします。

3 本県における緑化のあゆみ

(1) 森林・里山の復旧と保全

森林は、昔から人々の生活の糧となる林産物や燃料を供給してくれるだけではなく、祭礼などを通じその地域の歴史と文化を支えてきました。

しかし、本県では、江戸時代後期から明治時代にかけて主に産業用として木材を過剰に採取したことや脆弱な地質などの要因により森林の荒廃が進み、尾張・東濃地域は、瀬戸内、滋賀とともに日本三大はげ山地帯と称されるほど、荒れ果てた状態となりました。

こうした「はげ山」に対し、国は河川法・砂防法とともに森林法（いわゆる治水三法）を制定し、森林の回復を図りました。1911年には第1期森林治水事業が始まり、第2期森林治水事業が終了する1947年には、本県のはげ山の約40%が復旧されました。

しかし、戦後復興に伴う木材需要の急増により、再び森林の過伐が進み、台風や集中豪雨なども相次いだことから、本県においても、それまでの「はげ山」の他、奥三河林業地帯に「崩壊地」が多く発生し、県土の保全が重要な課題となりました。

その後、1951年からの民有林保全10ヶ年計画により、「はげ山」と「崩壊地」の復旧が進められました。さらに、1959年に伊勢湾台風で甚大な被害を受けたことをきっかけとして、翌年に「治山治水緊急措置法」が公布され、国土保全の抜本的対策として、計画的な治山事業が推進され、1970年頃にははげ山復旧は完了しました。

一方、経済成長期においては、建築材等の木材需要が増大したため、広葉樹の伐採とスギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹の植栽が進められましたが、石油やガスへの燃料転換や木材輸入自由化等により林業は低迷し、森林管理が行き届かなくなつことにより、病害虫や野生動物による森林被害が全国各地で発生するようになりました。

県内の松くい虫による森林被害は1980年度、シカによる森林被害は1990年度をピークに減少傾向にあるものの、依然として被害は継続していることから、森林・里山の保全の取組として国や県独自の補助事業等を活用し被害対策を進めています。

(2) 都市緑化の展開

高度経済成長に伴う都市化の進展により、都市部やその周辺の緑が急激に減少していく中、1974年に都市における緑地の保全及び緑化の推進が図られるよう「都市緑地保全法（昭和48年9月1日条例第72号）」が施行され、2004年の都市緑地法への名称変更を経て、2024年には気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて、都市における緑地の質・量両面での確保等を推し進めるための法改正が行われました。この法改正で、国は都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を定めることができます。とともに、この基本方針に基づき、都道府県は広域的な見地から市町村と連携し総合的かつ計画的に都市緑地の保全・創出の取組を行うための計画を策定することができるとされています。

本県においては、1999年に「愛知県広域緑地計画」を策定し、2011年に改定後、2019年に都市の有する多様な機能を発揮させ、都市の環境・社会・経済の持続可能性を高め、市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的として、新たな「愛知県広域緑地計画」を策定しました。

また、森林や都市の緑を県民共有の財産と位置付け、県民と行政が連携・協働して県内の森林の再生や都市の緑の充実を図るため、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、都市の緑地の保全・創出・活用等、緑化活動や普及啓発に対して支援してきました。

(3) 循環型林業の推進

森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給など、その多面にわたる機能により、安全で安心な暮らしを支える県民共有の貴重な財産です。

本県の森林面積は、県土の約4割を占めており、スギ・ヒノキなどの人工林が占める割合は約6割以上となっています。これらの多くは戦後の復興期以降、建築材料として使うために先人達が植えたものであり、建築物等に十分に使えるまでに育っています。

この充実した森林資源を持続的に活用するため、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業の推進に取り組んでいます。利用期を迎えた森林資源を「伐って」「使う」ことで有効に活用するとともに、「植えて」「育てる」ことで次世代へと森林をしっかりと引き継いでいくことが重要です。

また、樹木は空気中の二酸化炭素を取り込み、光合成をします。その樹木を大きく育てて、伐って加工し、木材として建物等に使い続けている限り、二酸化炭素由来の炭素は木材に閉じ込められ続けることとなります。

樹木の二酸化炭素の吸収量は成長につれて変化し、高齢になるに従い減少すると言われていますので、温室効果ガスの1つとして問題となっている二酸化炭素の吸収・炭素固定量の増加のためには、樹木を伐って使い、その伐った跡地は計画的に植えて、育てるという循環型林業を推進していくことが地球温暖化防止に有効です。

県は、循環型林業を推進するため、国や県の事業により主伐・再造林をはじめとする森林整備に対して支援を行っています。

また、「愛知県木材利用促進条例（令和3年10月15日条例第38号）」に基づき、2022年に木材利用の施策の方向性をとりまとめた「木材利用の促進に関する基本計画」を策定し、県の公共建築物のみならず、オフィスや商業施設など民間建築物の木造・木質化を進めています。

（4）国土緑化の醸成

国土緑化の気運が高まる中、1950年に国土緑化推進委員会（現 公益社団法人国土緑化推進機構）の設立に併せ「全国植樹祭」が開催されるようになり、その後1977年に始まった「全国育樹祭」とともに、国土緑化運動の中心的行事として全国各地で開催されています。

本県においても、1979年に「第30回全国植樹祭」を、2003年に「第27回全国育樹祭」を愛知県緑化センター・昭和の森で開催し、緑化の推進に向けた取組を発信しました。そして、2019年には、「第70回全国植樹祭」を愛知県森林公園で開催し、「私たちは、木材の利用を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のありもり森林づくりとまち都市づくりを進めていきます。」を開催理念とし、本県の木材利用と森林づくりを広く全国に発信しました。

また、1950年に国土緑化のシンボルとして始まった「緑の羽根募金」による学校、公園、街路、職場や家庭などの緑化施策によって、森林だけでなく、都市などの生活環境の緑化推進が図られるようになりました。本県においても、1951年に設立された愛知県緑化推進委員会を推進母体として、幅広く緑化の推進に取り組んできました。

1995年には「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行され、「緑

の羽根募金」は「緑の募金」として法制化されました。これに併せて、1996年に社団法人化された愛知県緑化推進委員会は、身近な環境緑化、森林の整備、緑化に関する国際協力などを通じ、豊かな緑づくりに取り組んでいます。

さらに、民有地等の緑化活動を醸成、活性化させるための方策として、地域に根ざした緑化活動または活動の助成を行う制度として、1981年に都市緑化基金が整備され、市民・企業・行政の参加による花と緑のまちづくりを支援することとなりました。その後、都市緑化基金は全国各地の地方公共団体に設けられ、地域での緑化活動の支援が行われています。

本県においても、1986年に愛知県都市緑化基金が設立され、市町の都市緑化基金とともに民有地の緑化等の取組を支援しています。

4 対象区域

地域によって様々な形態の緑があることから、県内全域を対象区域とします。

(例)

- ・公園や道路、河川、港湾、都市部の樹林地などの「都市の緑」
- ・学校や工場、商業施設などの「施設用地の緑」
- ・奥山、里地里山などの「森林・里山の緑」
- ・田畠やため池などの「農地の緑」
- ・砂浜、干潟、岬、離島などの「海岸の緑」等

第2章 「あいちのみどり」の目指す姿

1 緑に関わる現状と役割

(1) 気候変動への適応

近年、温室効果ガスの排出増加等による地球温暖化によって、豪雨災害や記録的な猛暑など、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が世界的な課題となつております。人々の生活に深刻な影響をもたらし始めています。

緑地は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担うとともに、建物の屋上緑化や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、都市部の気温上昇を抑制する機能を有していることから、気候変動への適応対策として、緑地の保全や緑化の推進が求められています。

また、気候変動により樹木の生長や樹種の分布域の変化などの影響も見られるようになってきており、高温への耐性が高く、順応できる樹種等を選択・植栽し、緑化の推進を図ることが必要です。

(2) 生物多様性の確保

生物多様性とは、「生物多様性基本法」において、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されています。都市の樹林地、森林、里山、河川、農地、干潟など環境によって様々なタイプの生態系が形成されていますが、開発等による生息地の縮小や外来種の侵入、気候変動による生息環境の悪化などにより生態系サービスが低下しており、世界的に生物多様性の確保が必要とされています。

このため、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、2030年度までに生物多様性の損失を止め、反転させ回復軌道に乗せるための「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられ、その具体的目標として30by30目標が設定されました。本県においても、30by30目標の実現のための重要な取組の一つである「自然共生サイト」に海上の森が認定されるなど生物多様性の確保に取り組んでいます。

緑地は、動植物の生息地・生育地として地域固有の生態系を支える基盤であり、地域住民がその生態系を学び、保全等に関わることのできる身近な場所でもあります。ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生が求められています。

(3) カーボンニュートラルの実現

20世紀以降、世界の二酸化炭素の排出は大幅に増加し、大気中の二酸化炭素濃度が年々増加しています。これに伴い世界の平均気温は年々上昇しており、猛暑日や熱帯夜等の日数が増加している他、豪雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、経済活動や農林水産業など様々な分野への気候変動の影響が既に発生しています。

こうした中、わが国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、2030 年度に温室効果ガス 46% 削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しており、温室効果ガスの排出削減、吸収源対策が喫緊の課題となっています。

都市公園や道路等の公的空間、河川・ため池・海岸等の水辺、学校・スポーツ施設・官公庁施設等の施設用地、商業施設・工場等の民有地等における緑化空間の創出は二酸化炭素の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を發揮します。

また、適切に整備された森林は、県土の保全や水源涵養機能などに加え、二酸化炭素吸収源及び炭素貯蔵庫としての働きを有しており、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などの形で炭素を固定することで地球温暖化防止に大きく貢献しています。森林を伐採し植林する林業の営みは炭素中立であり、持続的に経営された森林における温室効果ガスの排出量と吸収量は長期的には均衡します。

さらに、森林から生産される木材は、その直径や材質に応じて様々な用途に利用されます。木材を建築物等に利用することは、都市等に新たな炭素貯蔵庫を作ることとなるほか、建材に向かない木材や加工時に発生する端材等の木質バイオマスを化石燃料や化石資源由来素材の代替として利用することで、二酸化炭素の排出削減に寄与します。さらに、木材製品は製造時等のエネルギー消費が他資材に比べ比較的少ないという特性を持つため、建築物等に木材を利用することは、建築物等のライフサイクルを通じた二酸化炭素の排出削減にも寄与します。

森林など陸上の生態系に取り込まれる炭素を示すグリーンカーボンに対し、海洋生態系によって取り込まれ、長期間、海洋に貯留される炭素はブルーカーボンと呼ばれ、藻場や干潟などは二酸化炭素の吸収源として期待されており、その重要性と社会的な関心が高まっています。

このため、国は、水産基本計画において、海域において豊かな生態系を育む機能を有するほか、水産生物の生育にとって非常に重要な役割を有している藻場や干潟の保全・創造を通じたカーボンニュートラルへの貢献を目指すこととしています。

(4) ウェルビーイングの向上

経済が発展・成熟した昨今、物質的な豊かさだけで幸せであるとは限らず、心の豊かさや幸福を重視する社会が望ましいとの価値観が世界で広がっており、SDGs（持続可能な開発目標）の一つとして、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、ウェルビーイングを促進することが位置づけられています。

緑地は、大気の浄化、騒音や振動の低減、ヒートアイランド現象の緩和等を通じて、生活環境を向上させるとともに、ストレスの軽減や癒しの効果など心理面に作用する機能があることも知られています。

また、都市の住民は、身近な自然的環境である都市の緑地の効用を享受する最も基本的なステークホルダーであるとともに、緑地の保全や活用など緑化活動に取り組む担い手として期待されます。こうした活動へ参加することにより住民の相互交流やコミュニティとのつながり等を通じてウェルビーイングを促進し、心と体の健康を保つことが期待されます。

2 基本的な方針

国は、気候変動への対応や生物多様性の確保、ウェルビーイングや都市のレジリエンスの向上、環境教育や生涯学習の場としての活用など、社会的要請に対応するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を定め、「まちづくり GX」を進めています。

県においても、緑地の持つ多様な公益的機能を発揮し、より健康で快適な環境を確保するため、自然環境に配慮した多様な緑地を保全・創出し、また、県民や民間事業者の自主的な行動によって緑化活動が展開される土壤づくりを目指します。

県土の緑化を推進するため、^{やま}山村から^{まち}都市まで緑豊かな県土の実現に向け、次の項目を基本的な方針として取り組みます。

緑豊かなまちづくり

都市部及びその周辺において、自然環境に配慮した緑地の保全・創出に努めます。

緑を活かしたまちづくり

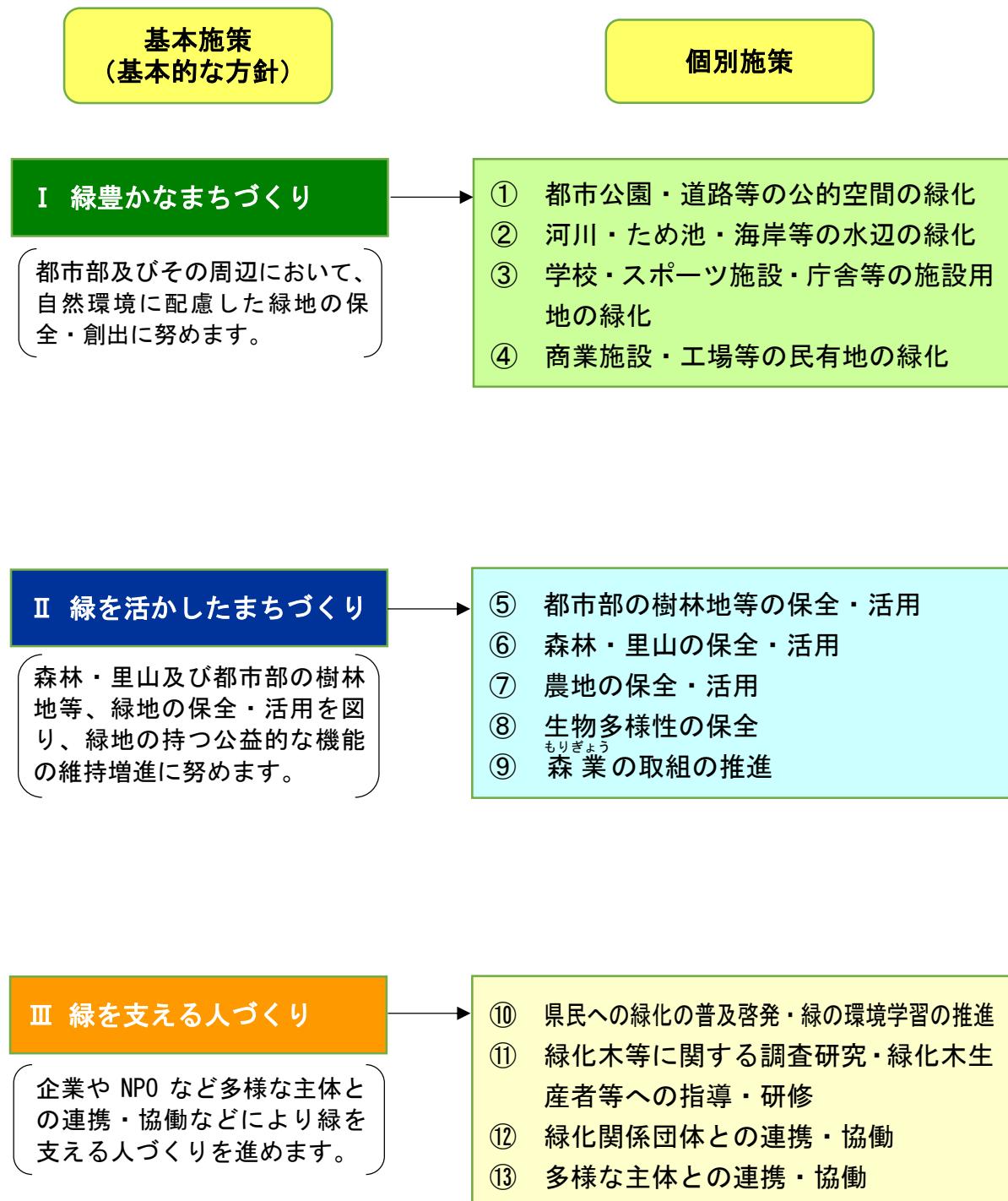
森林・里山及び都市部の樹林地等、緑地の保全・活用を図り、緑地の持つ公益的な機能の維持増進に努めます。

緑を支える人づくり

企業や NPO など多様な主体との連携・協働などにより緑を支える人づくりを進めます。

第3章 緑化推進の施策

第2章の「緑化推進の基本的方針」を基本施策と位置付け、基本施策を実現するための具体的な取組として、以下の個別施策を示します。



I 緑豊かなまちづくり

都市の緑地は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全といった環境保全機能の役割に加え、都市景観の形成や地域住民のレクリエーションの場といった生活環境機能の役割も担っています。

また、緑の空間は地震等による火災時の延焼を防ぎ、災害時の救援活動や復旧活動の場となるなど防災機能の役割を担い、都市の安全性の向上にも貢献しています。

このように、都市部の生活空間をより快適で安全なものとするため、緑地の有する公益的な機能を引き出し、自然環境に配慮した緑地の保全・創出に努めます。

① 都市公園・道路等の公的空間の緑化

都市公園、道路等の公的空間は、永続性が担保された緑地であることから、緑地の保全・創出が図られるよう、各主体がそれらの整備等を引き続き推進します。

特に、都市公園は都市における大規模な緑地であり、生物多様性の保全の拠点、レクリエーションの拠点、都市環境の改善等の多様な機能を有していることから、計画的な整備、適切な管理運営を推進していきます。

② 河川・ため池・海岸等の水辺の緑化

河川・ため池・海岸等の水辺や沿岸地域は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む場として、地域固有の景観を形成する重要な要素となっています。

これらの環境を構成する生物多様性の保全に配慮し、緑地の適切な保全及び緑化の推進に取り組みます。

③ 学校・スポーツ施設・庁舎等の施設用地の緑化

学校やスポーツ施設、庁舎等、県民の身近な施設において、施設の利用者に心地よさを感じてもらえる緑の空間を提供するとともに、環境教育やレクリエーション活動等、利用者の種類や施設の類型に応じて多目的に活用できるよう緑地の適切な保全及び緑化の推進に取り組みます。

④ 商業施設・工場等の民有地の緑化

緑地の少ない都市部において、民有地に緑を積極的に導入することで公益的機能の維持増進が図られます。商業施設や工場などの緑化活動を支援するとともに、家庭や地域単位での緑化活動などが幅広く展開されるよう、普及啓発に取り組みます。

II 緑を活かしたまちづくり

森林や里山、都市部に残された樹林地等の緑は、地域住民と自然とのふれあいの場として、また多様な生物が生息・生育する場として重要であるばかりでなく、地域の環境保全の面で大きな役割を果たしています。

これらの緑地の適切な保全・活用を図り、緑地の持つ公益的な機能の維持増進に努めます。

⑤ 都市部の樹林地等の保全・活用

身近な緑は、地域住民にとって、快適な生活環境を提供するとともに、余暇活動の場としてレクリエーション機能を有する他、交流の場としてコミュニティーの醸成の場としての機能も有しています。

都市部に残された樹林地等の緑は、地域住民のQOL（生活の質）を高めるために欠かせないものであることから、適切に保全・活用することにより、大切な緑を次世代に残す取組を進めます。

⑥ 森林・里山の保全・活用

森林・里山の持つ生物多様性の保全や土砂災害の防止など公益的機能を十分に発揮させるため、適切な保全・活用に取り組むとともに、県民に森林・里山への理解を深めてもらうため、県民参加による森林・里山の整備に取り組みます。

また、民有林と国有林が隣接する森林においては、効率的かつ一体的な整備が可能となるよう連携して保全・活用を推進していきます。

⑦ 農地の保全・活用

田や畠などの農地は、生物多様性や環境・景観保全など、多様な機能を有しています。このことから、農地の良好な環境を維持するため、適切に管理し、豊かな緑の保全・活用に取り組みます。

⑧ 生物多様性の保全

森林・里山、河川、ため池、海岸等の緑には、環境によって様々なタイプの生態系が形成されています。これらが相互に関連し、生態系の多様性が確保されていることから、緑の保全・活用にあたっては、多種多様な野生動植物が生息・生育し続けられるよう、生物多様性の保全に配慮していきます。

⑨ 森業の取組の推進

魅力的な森林資源を活かして、健康・観光・教育等の様々な分野で森林空間を活用した体験サービス等を提供する機会が増えています。このことから、県民の健康で心豊かな生活や企業で働く人の活力向上等に貢献し、山村地域の新たな雇用と所得機会を生み出すことを目的とした森林サービス産業の創出を促進していきます。

また、森林由来のJクレジットは、間伐など森林の適切な管理による二酸化炭素吸収量をクレジット化したものであり、その販売収益を活用することによりさらに森林整備が進むことから、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に寄与するため、積極的な活用を促進します。

Ⅲ 緑を支える人づくり

森林・里山、農地、公園などの緑地が有する公益的機能が将来にわたり適切かつ十分に発揮されるよう、企業や小中学校、関係団体、NPO、自治会など多様な主体による緑地の保全活動を促進するとともに、緑化による効用を効果的に発揮できるよう緑化木等の生産支援や調査技術の向上を図ります。

⑩ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進

緑化の必要性などへの県民の理解を深めるため、緑化に関する展示・情報発信・教育的機能を備えたフィールドの確保や拠点を整備・提供するとともに、緑化の啓発イベントや講座などの取組を進めます。

また、体験学習等、次代を担う子どもたちが緑にふれあう機会を提供します。

⑪ 緑化木等に関する調査研究・緑化木生産者等への指導・研修

緑化樹木の主要産地として、緑化木に関する情報収集と提供等を行うとともに、生産技術の向上と生産品の品質向上を図ることを目的として緑化樹木共進会を開催します。

また、愛知県植木センターでは、緑化用樹木の生産・造園に関する調査研究を行うとともに、緑化木生産者及び造園業者等へ生産・造園技術に係る指導・研修により緑化の普及に取り組みます。

⑫ 緑化関係団体との連携・協働

行政だけではなく緑化関係団体と連携・協働し、幅広い緑化活動を推進します。

関係団体の事業に県が協力し、連携して行うことにより、幅広い層の県民に対して緑化に関する普及啓発が可能となり、緑化活動への積極的な県民の参加を促進します。

⑬ 多様な主体との連携・協働

近年、社会貢献活動が盛んになり、その活動の場を森林整備や緑化活動に求める企業等が増加しています。このため、企業や小中学校、関係団体、NPO、自治会など多様な主体との連携・協働による取組を促進していきます。

第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて

1 緑化に関する個別施策の相互調整

緑化に関する個別施策の実施は多くの部局にわたっていることから、庁内関係局で連絡調整する場を設け、関係課間で情報共有や相互調整を図ります。

2 各種事業の実施状況等の情報発信

県民の緑化の意識高揚を継続していくため、県の緑化の取組状況を広く周知していくこととし、毎年、個別施策に対する各種事業の実施状況をとりまとめ、Web 等の手段を用いて情報発信していきます。

3 各種事業の SDGs の達成への貢献

愛知県は「SDGs 未来都市」として国から認定されており、全庁挙げて本取組を推進しています。

緑化に関する様々な事業が SDGs のどの目標達成に資するのかを示し、緑化の推進を通じて SDGs が目指す持続可能な社会の実現にも貢献していきます。

(付 屬 資 料)

【事業一覧】

基本施策：I 緑豊かなまちづくり

個別施策：① 都市公園・道路等の公的空間の緑化

都市公園、道路等の公的空間は、永続性が担保された緑地であることから、緑地の保全・創出が図られるよう、各主体がそれらの整備等を引き続き推進します。

特に、都市公園は都市における大規模な緑地であり、生物多様性の保全の拠点、レクリエーションの拠点、都市環境の改善等の多様な機能を有していることから、計画的な整備、適切な管理運営を引き続き推進していきます。

| 担当課室 | 事業名 () は重複区分 (※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|---------------------------------------|--|----------|-------------|
| 道路維持課 | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅱ⑤) | <ul style="list-style-type: none"> 美しい並木道再生事業 公共施設（駅・公園・役場等）沿道の並木道の再生整備 <p>交付先：市町村 交付内容：植栽工事・生育環境改善工事の経費、計画延長100m以上、交付率10/10</p> | 11 15 | 市町村 |
| 都市整備課 | 街路改良工事 | 街路整備工事に伴う植樹帯設置への植樹 | 11 15 | 県 |
| 公園緑地課 | 国営木曽三川公園整備 負担金 | 国営木曽三川公園の新規整備区域の工事 | 11 15 | 県 |
| | 公園緑地整備事業費 | <p>（県営都市公園の整備） 都市公園等の整備は、都市防災機能の向上、地域住環境の改善、県民の体力づくりや文化活動の場の提供等多大な効果をもたらす。 なかでも県営公園はこれらの効果をより広域的にもたらし、良好な都市づくりと県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p> <p><施設名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大高緑地・油ヶ淵水辺公園 ・牧野ヶ池緑地・小幡緑地 ・東三河ふるさと公園・尾張広域緑道 ・愛・地球博記念公園 | 11 15 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅰ③、Ⅱ⑤) | <p>市町村が事業主体となり、都市における樹林地の保全・創出を図る事業や、民有地の緑化、並木道の再生などを行う。</p> <p>・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出</p> <p>交付先：市町村 交付内容：(①既存樹林の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出：Ⅱ⑤対象) ③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用（用地費、工事費） (面積300m²程度以上) 交付率 用地費1/3、工事費10/10</p> | 11 15 | 市町村 市民団体 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、() 内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：② 河川・ため池・海岸等の水辺の緑化

河川・ため池・海岸等の水辺や沿岸地域は、陸地と水面の接する特有な環境を有し、地域の多様な生物を育む場として、地域固有の景観を形成する重要な要素となっています。

これらの環境を構成する生物多様性の保全に配慮し、緑地の適切な保全及び緑化の推進に取り組みます。

| 担当課室 | 事業名 () は重複区分 (※1) | 事業内容 | SDGs 分類 | 事業主体 |
|-------|------------------------------|---|----------|-------|
| 農地整備課 | 水環境整備事業 | 水路周辺の遊歩道設置に伴う植栽帯設置 | 15 | 県 |
| 水産課 | 水産多面的機能発揮 対策事業 (Ⅱ⑧) | 漁業者等が行うアマモの播種など、干潟や藻場の保全活動に対する支援 交付先 : 漁業者等 交付内容 : 漁業者等が行う漁場保全活動費に対して交付。 交付率 国7/10、県1.5/10、市町村1.5/10 | 14 17 | 対策協議会 |
| 河川課 | 水辺の緑の回廊事業 | 河川沿いの余裕のある場所において植樹を実施することで、河川とその周辺を含めた大きな生態系の場の拡大と、豊かな自然景観の創出を図る。 | 15 | 県 |
| | 河川環境対策事業 (美化推進) | 堤防の除草を行い、河川の安全と親しみのある河川環境を確保し、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全を図る。 | 15 | 県 |
| 港湾課 | 緑地等施設整備事業 (社会資本整備総合交付金事業) | 港湾区域内の緑地整備 | 14 15 | 県 |
| | 漁港環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金) | 漁港区域内の緑地整備 | 14 15 | 県 |

※1 : 複数の体系区分に属する事業は、() 内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：③ 学校・スポーツ施設・庁舎等の施設用地の緑化

学校やスポーツ施設、庁舎等、県民の身近な施設において、施設の利用者に心地よさを感じてもらえる空間を提供するとともに、環境教育やレクリエーション活動等、利用者の種類や施設の類型に応じて多目的に活用できるよう既存緑地の適切な保全及び緑化の推進に取り組みます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|----------------|--|---|---------------|------------|
| 上下水道課 | 流域下水道管理事業 下水道科学館管理運営事業 | 流域下水道の浄化センター（下水道科学館含む）及びポンプ場等における緑地管理及び除草等 | 6 11 15 | 県 指定管理者 |
| 公園緑地課 | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (I①、II⑤) | ・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出 交付先：市町村 交付内容：(①既存樹林の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出：II⑤対象) ③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用（用地費、工事費） (面積300m ² 程度以上) 交付率 用地費1/3、工事費10/10 | 11 15 | 市町村 |
| 企業庁 水道事業課 | 工業用水道事業 (佐布里水源の森管理) | 浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理 | 6 11 15 | 県 (企業庁) |
| | 水道用水供給事業 | 浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理 | 6 11 | 県 (企業庁) |
| | 工業用水道事業 | 浄水場構内、水道管路用地及び庁舎等の樹木管理 | 6 11 | 県 (企業庁) |
| 企業庁 工務調整課 | 用地造成事業 | 用地造成事業地内の緑化 | 11 15 | 県 (企業庁) |
| 教育委員会 財務施設課 | 校庭緑化整備事業 (県立学校校庭緑化) | 校庭緑化 | 4 11 15 | 県 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：④ 商業施設・工場等の民有地の緑化

緑地の少ない都市部において、民有地に緑を積極的に導入することで公益的機能の維持増進が図られます。商業施設や工場などの緑化活動を支援するとともに、家庭や地域単位での緑化活動などが幅広く展開されるよう、普及啓発に取り組みます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|------------------------------------|---|----------|-------|
| 園芸農産課 | 花の王国あいち需要拡大推進事業 (Ⅲ⑩) | 花の王国のPRや花のある生活の提案、花育の推進など、あいちの花を暮らしの中に取り入れる花いっぱい県民運動を展開する。 | 15 | 実行委員会 |
| 公園緑地課 | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (Ⅱ⑤) | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の街並み推進事業 民有地の緑化（屋上、壁面、駐車場、空地の緑化、民有樹林活用） <p>交付先：市町村 交付内容：屋上、壁面、駐車場、空地の緑化費用のうち、植栽等に係る費用（面積50m²以上、生垣は延長15m以上） (民有樹林地活用のための園路整備等の費用：Ⅱ⑤対象) 交付率1／2</p> | 11 15 | 市町村 |
| | 愛知県都市緑化基金 (Ⅲ⑪) | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の緑化基金が行う屋上緑化等の補助に対する助成 <p>交付先：市町村の都市緑化基金 交付内容：苗木配布等（※市町村により異なる）</p> | 11 15 | 県 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

基本施策：Ⅱ 緑を活かしたまちづくり

個別施策：⑤ 都市部の樹林地等の保全・活用

身近な緑は、地域住民にとって、快適な生活環境を提供するとともに、余暇活動の場としてレクリエーション機能を有する他、交流の場としてコミュニティの醸成の場としての機能も有しています。

都市部に残された樹林地等の緑は、地域住民のQOL（生活の質）を高めるために欠かせないものであることから、適切に保全・活用することにより、大切な緑を次世代に残す取組を進めます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|--|---|----------------|-------------|
| 公園緑地課 | 公園緑地維持管理費 | 県営都市公園の維持管理 | 15 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (I①、I④、III⑩) | ・緑の街並み推進事業 民有地の緑化（屋上、壁面、駐車場、空地の緑化、民有樹林活用） 交付先：市町村 交付内容：民有樹林地活用のための園路整備等の費用 (屋上、壁面、駐車場、空地の緑化費用のうち、植栽等に係る費用（面積50m ² 以上、生垣は延長15m以上）：I④対象) 交付率 1／2 | 11 15 | 市町村 |
| | | ・身近な緑づくり事業 都市における身近な樹林地の保全、緑地の創出 交付先：市町村 交付内容：①既存樹林の保全、②環境改善等の機能を有する緑地の創出、 (③公共施設・軌道敷の緑化に係る費用（用地費、工事費） (面積300m ² 程度以上）：I①、I③対象) 交付率 工事費10／10 | 11 15 | 市町村 |
| | | ・県民参加緑づくり事業 県民参加による樹林地整備や植樹等の体験学習及び緑づくり活動の支援 交付先：①市町村。②市民団体 交付内容：①公有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用 ②民有地における県民参加の緑づくり活動、体験学習等の費用 (参加人数50名以上、市民団体等への活動への講師派遣は、 参加人数20名以上) 交付率 10／10 | 11 15 17 | 市町村 市民団体 |
| 道路維持課 | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費) (I①) | ・美しい並木道再生事業 公共施設（駅・公園・役場等）沿道の並木道の再生整備 交付先：市町村 交付内容：植栽工事・生育環境改善工事の経費、計画延長100m以上、 交付率10/10 | 11 15 | 市町村 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑥ 森林・里山の保全・活用

森林・里山の持つ生物多様性の保全や土砂災害の防止など公益的機能を十分に發揮させるため、適切な保全・活用に取り組むとともに、県民に森林・里山への理解を深めてもらうため、県民参加による森林・里山の整備に取り組みます。

また、民有林と国有林が隣接する森林においては、効率的かつ一体的な整備が可能となるよう連携して保全・活用を推進していきます。

| 担当課室 | 事業名 () は重複区分（※1） | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|---------------|------------|
| 自然環境課 | 自然環境保全調整費 (Ⅱ⑧) | ・大規模行為規制事務 1haをこえる大規模な宅地の造成等を規制し、良好な自然環境の保全を図る。 ・自然環境保全地域の管理（15地域） | 15 | 県 |
| | 自然公園管理費 | ・自然公園の管理 国定公園及び県立自然公園での風致景観に影響を及ぼす行為等を規制指導するとともに、定期的に自然公園計画を見直す。 | 15 | 県 |
| | 自然公園施設管理運営費 | 自然公園施設について、その管理を指定管理者に委託するとともに、老朽化した箇所等について、改修・修繕を行う。 | 15 | 県 |
| | 自然公園施設整備費 | 自然公園施設（茶臼山公園施設・伊良湖休暇村公園施設）の整備を行う。 | 15 | 県 |
| | 東海自然歩道管理運営費 | レクリエーションの場として利用されている東海自然歩道について、その管理を関係市町に委託するとともに、老朽化した箇所等について、改修・修繕を実施する。 | 15 | 県 |
| | 東海自然歩道整備費 | 東海自然歩道等の整備を行う。 | 15 | 県 |
| 林務課 | 森林・林業技術センター費 (試験研究費) | 森林・林業技術センターにおいて、地域のニーズ等に基づいた森林・林業の試験研究を実施する。 | 9 15 | 県 |
| | 森林環境譲与税活用事業費 | 森林・林業技術センター等において、林業従事者等を対象に各種研修や労働安全教育等を実施する。 | 4 15 | 県 |
| | 森林公園管理運営事業費 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | 愛知県森林公園において、運動施設や植物園、一般公園の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 15 | 県 指定管理者 |
| | 県民の森管理運営事業費 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | 愛知県民の森において、宿泊施設、キャンプ場、展示林、森林学習施設、ハイキングコース等の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 4 15 | 県 指定管理者 |
| 森林保全課 (森と緑づくり推進室 を含む) | 緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑨、Ⅱ⑩) | 緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るため、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。（昭和の森の管理を含む） | 4 15 | 県 指定管理者 |
| | あいち海上の森保全 活用事業（Ⅱ⑧、Ⅱ⑨、 Ⅲ⑩、Ⅲ⑬） | 「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等 | 4 15 17 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) (Ⅱ⑨、Ⅲ⑬) | 地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPOの保全活用を前提とした里山林の整備に対して支援。 交付先：市町村 交付内容：住民協働による保全・活用を前提とした里山林の整備を支援 補助率10/10（上限30,000千円） | 15 17 | 市町村 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、（ ）内に記載の区分欄にも再掲している。

(次ページへ続く)

| 担当課室 | 事業名 ※（ ）は重複区分 | 事業内容 | SDG's分類 | 事業主体 |
|-------------------------|--------------------------|--|---------|---------------------------|
| 森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む) | 共生保安林整備事業 (治山施設費の内) | 都市周辺における、山地災害の防止、生活環境の保全、保健休養の場など多様な機能を有する森林を整備する。 | 15 | 県 |
| | 造林・間伐事業 | 森林資源の保続培養、水資源のかん養、県土の保全及び山村経済の振興を図るため、一定規模以上の人工造林、保育等を実施する者に対して助成して、活力ある森林の造成を推進する。 助成先：森林所有者、森林組合等 助成内容：人工造林、下刈、間伐、獣害対策等の森林整備の経費に対して助成。 | 15 | 森林所有者 森林組合等 |
| | 森林病害虫防除事業 (森林保護) | 森林に被害を与える病害虫を早期的かつ重点的に防除し、重要な森林の保全を行い、公益的機能の維持を図る。 助成先：市町村 助成内容：森林病害虫から高度公益機能森林等を守るために実施する防除の経費に対して支援。 | 15 | 市町村 |
| | あいち森と緑づくり事業 (人工林整備事業) | 林業活動では整備が困難な森林の間伐及び主伐跡地への花粉症対策苗木の植栽や獣害対策等に対して支援。 | 15 | 県 森林所有者等 |
| | 治山施設費 | 県土の防災機能の向上、森林の水源かん養機能の維持強化及び生活環境の保全・形成を図るため、治山施設の整備等を実施する。 | 15 | 県 |
| | 小規模治山施設費 | 国庫補助の対象とならない小規模な荒廃危険地について、復旧、予防工事を実施する。 | 15 | 県 |
| | 緊急小規模治山対策事業費 | 国庫補助の対象とならない小規模な荒廃危険地のうち人家、公共施設、主要道路に直接被害を与える恐れのある箇所について、緊急に復旧、予防工事を実施する。 | 15 | 県 |
| | 森林保全調整管理費 | 知事権限に属する保安林（重要流域以外の1～3号及び4号以下）の指定及び解除、並びに保安林全般についての事業を実施する。また、森林を対象とする開発行為を適切なものとすることにより、森林の適切な利用と保全を図る。 | 15 | 県 |
| | 保安林事務受託費 | 農林水産大臣権限に属する保安林（重要流域の1～3号）の指定・解除・調査等の事務並びに県下の保安林全般についての各種調査を国の委託を受け実施する。 | 15 | 県 |
| 砂防課 | 砂防事業費 | 土石流などの土砂災害から下流の公共施設・人家等を守るため、砂防設備を整備する。 | 15 | 県 |
| | 急傾斜地崩壊対策事業費 | がけ崩れから公共施設・人家等を保全するため、急傾斜地の崩壊防止対策を実施する。 | 15 | 県 |
| | 砂防指定地等監視費 | 砂防指定地等での違反行為防止のための巡視、指導する。 | 15 | 県 |
| 水資源課 | 水源基金推進費 | 水源林地域市町村が行う森林整備等に(公財)矢作川水源基金、(公財)豊川水源基金が助成するにあたり、その財源の一部を負担する。 基金の助成先：水源林地域市町村 基金の助成内容：人工造林、間伐、作業路整備等の事業費に対し助成 | 6 | (公財)矢作川水源基金 (公財)豊川水源基金 |

※1： 複数の体系区分に属する事業は、（ ）内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑦ 農地の保全・活用

田や畑などの農地は、生物多様性や環境・景観保全など、多様な機能を有しています。このことから、農地の良好な環境を維持するため、適切に管理し、豊かな緑の保全・活用に取り組みます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|---------------------|--|----------|----------|
| 農業振興課 | 農業振興地域整備推進費 | <p>「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>農業振興地域の指定 県内50地域 農業振興地域整備計画の策定 県内51市町村</p> | 12 15 | 県 市町村 |
| 農地計画課 | 農業農村多面的機能支払事業 | <p>農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図るための地域の農業者等が共同で取り組む活動を支援する。</p> <p>交付先：市町村を経由して活動組織へ補助 交付内容：農地周辺の草刈りや水路の泥上げなどの農地の保全活動、農業水利施設等の軽微な補修や更新に要する経費の一部を支援 補助率：国50%、県25%、市町村25%</p> | 15 | 活動組織 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑧ 生物多様性の保全

森林・里山、河川、ため池、海岸等の緑には、環境によって様々なタイプの生態系が形成されています。これらが相互に関連し、生態系の多様性が確保されていることから、緑の保全・活用にあたっては、多種多様な野生動植物が生息・生育し続けられるよう、生物多様性の保全に配慮していきます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|-------------------------------------|--|----------------|-------|
| 自然環境課 | 自然環境保全調整費 (Ⅱ⑥) | <ul style="list-style-type: none"> 大規模行為規制事務 1haをこえる大規模な宅地の造成等を規制し、良好な自然環境の保全を図る。 自然環境保全地域の管理（15地域） | 15 | 県 |
| | 自然共生社会推進費 | 生態系ネットワーク協議会の交流・情報共有を促し、構成団体間の交流と取組の向上を図るとともに、自然環境の保全・再生を行う団体等に対して専門家によるアドバイスを行い、生態系ネットワークの形成に資する対策を促す。 | 14 15 17 | 県 |
| | あいち生物多様性戦略推進費 | あいち生物多様性戦略2030の中核的取組方針である「あいち方式2030」に基づき、多様な主体との協働による重点プロジェクトを推進する。また、生態系ネットワークの形成に際し具体的な方策等を検討するため、学識者等からなる検討会を実施する。 | 14 15 17 | 県 |
| | 保護・増殖事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区、休猟区の整備 有害鳥獣生息調査 | 15 | 県 |
| | 調査・普及啓発費 | <ul style="list-style-type: none"> 県内の野生鳥類の生息調査 野生生物保護実績発表大会の開催 鳥類保護普及啓発 | 15 | 県 |
| | 希少野生動植物保全対策費 | 自然環境保全条例に基づき指定する希少野生動植物種等の絶滅危惧種の保護を的確に行うため、生息生育地周辺環境の監視及び保護対策の実施などを行う。 | 15 | 県 |
| | 移入種対策費 | 県内の外来種の防除に関する研修会を開催し、必要に応じて専門家を派遣することにより、地域における外来種対策を促進する。 | 15 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (生態系ネットワーク形成事業) (Ⅲ⑬) | <p>県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生きものの生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業を支援する。</p> <p>交付先：生態系ネットワークの形成を目的とする団体 (複数の団体で構成されるもの) 交付内容：生き物の生息生育空間の創出、質の維持向上、調査等の費用 (交付率10/10、上限300万円/件)</p> | 14 15 17 | 活動団体等 |
| 水産課 | 水産多面的機能發揮対策事業 (Ⅰ②) | <p>漁業者等が行うアマモの播種など、干潟や藻場の保全活動に対する支援</p> <p>交付先：漁業者等 交付内容：漁業者等が行う漁場保全活動費に対して交付。 交付率 国7/10、県1.5/10、市町村1.5/10</p> | 14 17 | 対策協議会 |
| 森林保全課 | あいち海上の森保全活用事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨、Ⅲ⑩、Ⅲ⑬) | <p>「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。</p> <p>・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等</p> | 4 15 17 | 県 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑨ 森業の取組の推進

魅力的な森林資源を活かして、健康・観光・教育等の様々な分野で森林空間を活用した体験サービス等を提供する機会が増えています。このことから、県民の健康で心豊かな生活や企業で働く人の活力向上等に貢献し、山村地域の新たな雇用と所得機会を生み出すことを目的とした森林サービス産業の創出を促進していきます。

また、森林由来のJ-クレジットは、間伐など森林の適切な管理による二酸化炭素吸収量をクレジット化したものであり、その販売収益を活用することによりさらに森林整備が進むことから、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に寄与するため、積極的な活用を促進します。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|---------------|------------|
| 林務課 | 林業経営管理諸費 (Jクレジット財源事業) | 県有林を対象とした森林由来のJ-クレジットの発行・販売、プロジェクト実施に必要な事業を行う。 | 15 | 県 |
| | 森林公園管理運営事業費 (Ⅱ⑥、Ⅲ⑩) | 愛知県森林公園において、運動施設や植物園、一般公園の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 15 | 県 指定管理者 |
| | 県民の森管理運営事業費 (Ⅱ⑥、Ⅲ⑩) | 愛知県民の森において、宿泊施設、キャンプ場、展示林、森林学習施設、ハイキングコース等の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 4 15 | 県 指定管理者 |
| | 県有林野の利活用事業 (Ⅲ⑩、Ⅲ⑬) | NPO等による森林整備や自然環境教育等を行う場として、県有林を提供する。 | 4 15 17 | 県 NPO等 |
| | 企業の森づくり事業 (Ⅲ⑩、Ⅲ⑬) | 企業が森林の整備活動、保全活動による社会貢献をする場として県有林を提供する。 | 15 17 | 県 企業 |
| 森林保全課 (森と緑づくり推進室 を含む) | 緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑩) | 緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るため、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。(昭和の森の管理を含む) | 4 15 | 県 指定管理者 |
| | あいち海上の森保全 活用事業(Ⅱ⑥、Ⅱ⑧、 Ⅲ⑩、Ⅲ⑬) | 「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等 | 4 15 17 | 県 |
| | 海上の森企業等連携プロジェ クト(Ⅲ⑩、Ⅲ⑬) | 企業、団体が、海上の森の森林整備に参加し、県民参加による里山整備のあり方を考える。 | 15 17 | 県 企業等 |
| | あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) (Ⅱ⑥、Ⅱ⑬) | 地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPOの保全活用を前提とした里山林の整備に対して支援。 交付先：市町村 交付内容：住民協働による保全・活用を前提とした里山林の整備を支援 補助率10/10（上限30,000千円） | 15 17 | 市町村 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

基本施策：Ⅲ 緑を支える人づくり

個別施策：⑩ 県民への緑化の普及啓発・緑の環境学習の推進

緑化の必要性などへの県民の理解を深めるため、緑化に関する展示・情報発信・教育的機能を備えたフィールドの確保や拠点を整備・提供するとともに、緑化の啓発イベントや講座などの取組を進めます。

また、体験学習等、次代を担う子どもたちが緑にふれあう機会を提供します。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------------------------|--------------------------------------|---|----------------------|--------|
| 環境活動推進課 | あいち森と緑づくり事業 (環境活動・学習推進事業) (Ⅲ⑬) | 森と緑の保全活動・環境学習活動を行うNPO、市町村等を対象に、企画提案型の交付金事業を実施する。 交付先：活動団体等 交付内容：自発的な森と緑の保全活動や環境学習等の経費 (交付率10/10、上限110万円/団体) | 13 14 15 17 | 活動団体等 |
| 園芸農産課 | 花の王国あいち需要拡大推進事業 (Ⅰ④) | 花の王国のPRや花のある生活の提案、花育の推進など、あいちの花を暮らしの中に取り入れる花いっぱい県民運動を展開する。 | 15 | 実行委員会 |
| | フラワー・プラボーコンクール | 情操教育と地域の花いっぱい運動を推進するため、愛知県を始めとする7県と名古屋市の小・中学校を対象に、学校花壇コンクールを開催する。 | 4 11 15 | 実行委員会 |
| | あいち花マルシェ開催費 | 生産者から実需者までの花き関係者と連携し、花きの生産振興と需要の拡大を図る。 | 15 | 実行委員会 |
| 林務課 | 森林公園管理運営事業費 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨) | 愛知県森林公園において、運動施設や植物園、一般公園の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 15 | 県指定管理者 |
| | 県民の森管理運営事業費 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨) | 愛知県民の森において、宿泊施設、キャンプ場、展示林、森林学習施設、ハイキングコース等の整備・管理、各種イベントの開催等を行う。 | 3 4 15 | 県指定管理者 |
| | 県有林野の利活用事業 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑯) | NPO等による森林整備や自然環境教育等を行う場として、県有林を提供する。 | 4 15 17 | 県NPO等 |
| | 企業の森づくり事業 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑯) | 企業が森林の整備活動、保全活動による社会貢献をする場として県有林を提供する。 | 15 17 | 県企業 |
| | あいち森緑づくり事業 (木の香る都市づくり事業) | 多くの県民が利用する民間施設等での県産木材を利用した木造化・内装木質化・木製備品の導入への支援 助成先：民間事業者等 助成内容：一般の県民が利用する県内の民間施設等で、あいち認証材を利用して木造化を行った場合、資材費・施工費等の1/2以内を助成。 ※あいち認証材：愛知県内で合法的に産出された木材であることが証明された木材・製材加工品。 | 12 15 | 民間事業者等 |
| 森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む) | 緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨) | 緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るため、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。(昭和の森の管理を含む) | 4 15 | 県指定管理者 |
| | あいち海上の森保全活用事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑧、Ⅱ⑨、Ⅲ⑯) | 「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等 | 4 15 17 | 県 |

※1： 複数の体系区分に属する事業は、() 内に記載の区分欄にも再掲している。

(次ページへ続く)

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------------------------|---|--|----------------|----------------------|
| 森林保全課 (森と緑づくり推進室を含む) | 海上の森企業等連携プロジェクト(Ⅱ⑨、Ⅲ⑬) | 企業、団体が、海上の森の森林整備に参加し、県民参加による里山整備のあり方を考える。 | 15 17 | 県企業等 |
| | 緑化普及指導費 | 県民に対し、緑の重要性と緑化意識の高揚、技術の普及を図る。 ・愛知県植樹祭 ・普及啓発資料作成 ・学校関係緑化コンクールの開催 | 4 15 17 | 県 |
| | 全国植樹祭開催理念継承イベント開催事業 (あいち森と緑づくり事業のうち) | 次代を担う小中学生を始めとする一般県民を対象に、全国植樹祭の開催理念を継承し、森と緑づくりへの理解を深めるイベントの開催 | 4 15 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (普及啓発事業) | あいち森と緑づくり税やそれを財源とした事業について広くPRするほか、森や緑の保全、活用の意義等についての普及啓発を行う。 | 15 | 県 |
| | みどりの少年団育成事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内)(Ⅲ⑫) | みどりの少年団の活動を助成する。 ・みどりの少年団の活動助成 ・みどりの少年団交歓会(活動発表大会) ・みどりの少年団全国大会 | 4 15 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| | 緑化木配布事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内)(Ⅲ⑫) | 県下各地で緑化木の無償配布会を実施する。 事業主体 (公社)愛知県緑化推進委員会 (市町村のイベント等での配布) | 15 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| 公園緑地課 | 都市緑化活動推進事業 | 県営都市公園において、緑化啓発の普及啓発を図るイベントを実施(夢・地球博記念公園、大高緑地、東三河ふるさと公園、油ヶ淵水辺公園) | 11 15 17 | 県・NPO等 |
| | あいち森と緑づくり事業 (都市緑化推進事業費)(Ⅱ⑤) | ・県民参加緑づくり事業 県民参加による樹林地整備や植樹等の体験学習及び緑づくり活動の支援 交付先 : ①市町村。②市民団体 交付内容 : ①公有地における県民参加の緑づくり活動、 体験学習等の費用 ②民有地における県民参加の緑づくり活動、 体験学習等の費用 (参加人数50名以上、市民団体等への活動への講師派遣は、 参加人数20名以上、交付率 10／10) | 15 17 | 市町村 市民団体 |
| | 愛知県都市緑化基金 (Ⅲ⑫) | ・あいち都市緑化フェア(大高緑地) ・都市緑化講習会 | 11 15 | 県 |

※1 : 複数の体系区分に属する事業は、() 内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑪ 緑化木等に関する調査研究・緑化木生産者等への指導・研修

緑化樹木の主要産地として、緑化木に関する情報収集と提供等を行うとともに、生産技術の向上と生産品の品質向上を図ることを目的として緑化樹木共進会を開催します。

また、愛知県植木センターでは、緑化用樹木の生産・造園に関する調査研究を行うとともに、緑化木生産者及び造園業者等へ生産・造園技術に係る指導・研修により緑化の普及に取り組みます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|---------------------------|--|--------------|------------|
| 園芸農産課 | 花き総合振興対策 | 花きの生産性向上、流通体制の整備、環境・安全性に配慮した花き生産、花のまちづくりの推進、生産者組織の育成強化等、花き振興計画を推進する。 | 9 15 | 県 |
| | 緑化木生産普及費 (緑化普及指導事業費の内) | 緑化木の生産、流通及び実態の調査と生産技術の向上、品質の改善を図る。 ・緑化木調査　　・緑化樹木共進会の開催 | 9 15 | 県 |
| 森林保全課 | 緑化センター管理運営事業 (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨) | 緑化に関する知識を普及し、緑化の推進を図るために、緑化センターの管理・運営及び緑化に関する展示、相談、研修等を行う。(昭和の森の管理を含む) | 4 15 | 県 指定管理者 |
| | 植木センター管理運営事業費 | 緑化木生産者の知識と技術の向上を図り、緑化木の生産振興を図るために、植木センターの管理及び緑化木の生産技術研修、調査研究、市場情報等の収集、伝達を行う。 | 4 9 15 | 県 指定管理者 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。

基本施策：⑫ 緑化関係団体との連携・協働

行政だけではなく緑化関係団体と連携し、幅広い緑化活動を推進します。

関係団体の事業に県が協力し、連携して行うことにより、幅広い層の県民に対して緑化に関する普及啓発が可能となり、緑化活動への積極的な県民の参加を促進します。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|-------|--|--|---------------|----------------------|
| 森林保全課 | (公社)愛知県緑化推進委員会費 | 愛知県と一体となり、緑化の普及啓発を行う。 ・緑化運動の展開、緑化強調期間（春、秋）の重点実施 ・緑化功労者表彰 ・緑の募金 | 4 15 17 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| | (公社)愛知県緑化推進委員会費 | 愛知県と一体となり、緑化の普及啓発を行う。 ・県民参加の緑づくり活動の推進 | 4 15 17 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| | みどりの少年団育成事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内) (Ⅲ⑩) | みどりの少年団の活動を助成する。 ・みどりの少年団の活動助成 ・みどりの少年団交歓会（活動発表大会） ・みどりの少年団全国大会 | 4 15 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| | 緑化木配布事業 (公社)愛知県緑化推進委員会費の内) (Ⅲ⑩) | 県下各地で緑化木の無償配布会を実施する。 事業主体 (公社)愛知県緑化推進委員会 (市町村のイベント等での配布) | 15 | 民間 (公社)愛知県緑化推進委員会 |
| 公園緑地課 | 愛知県都市緑化基金 (Ⅰ①、Ⅰ④) | ・市町村の緑化基金が行う屋上緑化等の補助に対する助成 交付先 : 市町村の都市緑化基金 交付内容 : 苗木配布等（※市町村により異なる） | 11 15 | 県 |
| | 愛知県都市緑化基金 (Ⅲ⑩) | ・あいち都市緑化フェア（大高緑地） ・都市緑化講習会 | 11 15 | 県 |
| | 愛知県都市緑化基金 出えん金 | 都市緑化の普及啓発、民有地の緑化推進を目的として基金を造成する。 造成目標 10億円 運営管理団体 (公財)愛知県都市整備協会 設置年月日 昭和61年6月 | 11 15 | 県 |

※1 : 複数の体系区分に属する事業は、() 内に記載の区分欄にも再掲している。

個別施策：⑬ 多様な主体との連携・協働

近年、企業やNPOなどの社会貢献活動が盛んになり、その活動の場を緑化活動や森林整備・保全活動に求める団体等が増加しています。このため、企業やNPOなど多様な主体との連携・協働による取り組みを促進していきます。

| 担当課室 | 事業名 ()は重複区分(※1) | 事業内容 | SDGs分類 | 事業主体 |
|---------|--|--|----------------------|-----------|
| 林務課 | 県有林野の利活用事業 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | NPO等による森林整備や自然環境教育等を行う場として、県有林を提供する。 | 4 15 17 | 県 NPO等 |
| | 企業の森づくり事業 (Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | 企業が森林の整備活動、保全活動による社会貢献をする場として県有林を提供する。 | 15 17 | 県 企業 |
| 森林保全課 | あいち海上の森保全活用事業 (Ⅱ⑥、Ⅲ⑧ Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | 「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全活用するとともに、人と自然のかかわりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める。 ・あいち海上の森センターの管理運営及び海上の森の維持管理等 ・森林・里山に関する体験学習プログラムの実施等 | 4 15 17 | 県 |
| | あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) (Ⅱ⑥、Ⅱ⑨) | 地域の特性やニーズに応じて、地域住民やNPOの保全活用を前提とした里山林の整備に対して支援。 交付先：市町村 交付内容：住民協働による保全・活用を前提とした里山林の整備を支援 補助率10/10（上限30,000千円） | 15 17 | 市町村 |
| | 海上の森企業等連携プロジェクト (Ⅱ⑨、Ⅲ⑩) | 企業、団体が、海上の森の森林整備に参加し、県民参加による里山整備のあり方を考える。 | 15 17 | 県 企業等 |
| 自然環境課 | あいち森と緑づくり事業 (生態系ネットワーク形成事業) (Ⅲ⑧) | 県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生きものの生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業を支援する。 交付先：生態系ネットワークの形成を目的とする団体 (複数の団体で構成されるもの) 交付内容：生き物の生息生育空間の創出、質の維持向上、調査等の費用 (交付率10/10、上限300万円/件) | 14 15 17 | 活動団体等 |
| 環境活動推進課 | あいち森と緑づくり事業 (環境活動・学習推進事業) (Ⅲ⑩) | 森と緑の保全活動・環境学習活動を行うNPO、市町村等を対象に、企画提案型の交付金事業を実施する。 交付先：活動団体等 交付内容：自発的な森と緑の保全活動や環境学習等の経費 (交付率10/10、上限110万円/団体) | 13 14 15 17 | 活動団体等 |

※1：複数の体系区分に属する事業は、()内に記載の区分欄にも再掲している。